

令和7年度 第3回

# 国民健康保険運営協議会資料

日 時 令和8（2026）年2月13日（金）  
午後2時から  
場 所 本庁舎3階 303会議室

那須塩原市

## 目次

### 1 報告案件

- (1) 令和7年度 国民健康保険特別会計補正予算について . . . . . P1~2
- (2) 令和8年度 国民健康保険特別会計当初予算(案)について . . . . . P3~6
- (3) 那須塩原市国民健康保険の状況について . . . . . P7~8
- (4) 令和8年度 保健事業・医療費適正化に係る主な取組について . . . . . P9~12
- (5) 子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額及び周知について . . . . . P13
- 【補足資料】 . . . . . P14~19

## &lt;報告 (1) &gt;

## ■令和7年度 国民健康保険特別会計補正予算について

## 1 第2号補正

(1) 概要

- ・基金利子の増額に伴う基金積立に要する経費について、予算措置を行ったものです。

(2) 補正予算額

- ・第2号補正額：208万1,000円（補正後予算総額：120億4,754万0,000円）

(3) 補正内容

## ①歳入

## ○財産収入

- ・利子及び配当金：+208万1,000円

## ②歳出

## ○基金積立金

- ・財政調整基金積立金（基金利子）：+208万1,000円

## 2 第3号補正

(1) 概要

- ・人事院勧告に伴う人件費の増額について、予算措置を行ったものです。

(2) 補正予算額

- ・第3号補正額：+759万9,000円（補正後予算総額：120億5,513万9,000円）

(3) 補正内容

## ①歳入

## ○繰入金

- ・職員給与費等繰入金（一般会計繰入金）：+759万9,000円

## ②歳出

## ○総務費

- ・職員給与費：+610万2,000円
- ・会計年度任用職員給与費：+83万2,000円

## ○保健事業費

- ・会計年度任用職員給与費：+66万5,000円

## 3 第4号補正（案）

(1) 概要

- ・国民健康保険税の増額に伴う整理、国・県支出金等の整理、総務費・保険給付費の不足する経費について、予算措置を行うものです。

## (2) 補正予算額

- ・ 第4号補正額：+196万円（補正後予算総額：120億5,709万9,000円）

## (3) 主な補正内容

### ①歳入

- 国民健康保険税
  - ・ 国民健康保険税：+2億6,290万円
- 国庫支出金
  - ・ 災害臨時特例補助金：▲45万2,000円
- 県支出金
  - ・ 県保険給付費等交付金（保険者努力支援制度分（国））：▲98万1,000円
- 繰入金
  - ・ 保険基盤安定繰入金（一般会計繰入金）：+428万6,000円
  - ・ 財政調整基金繰入金：▲2億6,379万3,000円

### ②歳出

- 総務費
  - ・ 一般管理費（郵送料）：▲150万円
- 保険給付費
  - ・ 出産育児一時金：+492万3,000円
- 保健事業費
  - ・ 保健衛生普及費（健康度アップ事業）：▲150万円
- 諸支出金
  - ・ 償還金（災害臨時特例補助金）：3万7,000円  
（国支出金の精算に伴う返還金）

## ■令和8年度 国民健康保険特別会計当初予算（案）について

### 1 概要

- ・令和8年度国民健康保険特別会計当初予算（案）総額は、118億1,536万3,000円で、前年度と比べ金額にして9,561万3,000円の減、率にして0.8%の減です。
- ・歳入の減は、被保険者の所得増及び子ども・子育て支援納付金分の賦課徴収開始による国民健康保険税の増の一方で、被保険者数の減少により保険給付費が減になったことにより、連動して普通交付金が減となったことが主な理由です。
- ・歳出の減は、子ども・子育て支援納付金分の追加による国民健康保険事業費納付金の増の一方で、被保険者数の減少による保険給付費の減が主な理由です。

### 2 予算総額

- ・令和8年度当初予算総額の前年度比較

区分	金額等
令和8年度（A）	118億1,536万3,000円
令和7年度（B）	119億1,097万6,000円
増減額（C）＝（A）－（B）	▲9,561万3,000円
増減率（D）＝（C）／（B）	▲0.8%

### 3 全体の状況

- ・5ページ、6ページの「令和8（2026）年度国民健康保険特別会計予算（案）款別一覧表」のとおり

### 4 主な内容

#### （1）歳入

- ①国民健康保険税
  - ・医療給付費分：15億4,494万4,000円（前年度比 +1億3,755万3,000円）
- ②県支出金
  - ・普通交付金：80億9,425万2,000円（前年度比 ▲1億4,566万1,000円）
- ③繰入金
  - ・財政調整基金繰入金：2億7,326万5,000円（前年度比 ▲2億2,285万9,000円）

#### （2）歳出

- ①保険給付費
  - ・一般被保険者療養給付費：69億3,974万7,000円  
（前年度比 ▲1億3,884万4,000円）  
※（医療サービスの給付など）
- ②国民健康保険事業費納付金
  - ・一般被保険者医療給付費分：20億1,493万7,000円

(前年度比 ▲4,626万4,000円)

※(県納付金)

③保健事業費

- ・特定健康診査等事業費：1億2,164万円(前年度比 +1,981万6,000円)  
(特定健診、特定保健指導)

④基金積立金

- ・財政調整基金積立金：1,638万3,000円(前年度比 +713万9,000円)  
(利子積立)

⑤予備費

- ・予備費：3,000万円(前年度同額)

## 令和8（2026）年度 国民健康保険特別会計予算（案）款別一覧表

【歳入】

（単位：千円）

款名等	令和8年度 予算額 (A)	令和7年度 予算額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 %
1 国民健康保険税	2,354,459	2,094,050	+260,409	+12.4
(1)一般被保険者	2,354,459	2,094,047	+260,412	+12.4
(2)退職等被保険者	0	3	▲ 3	皆減
2 一部負担金	2	3	▲ 1	▲ 33.3
3 国庫支出金	8,472	1,000	+7,472	+747.2
(1)災害臨時特例補助金	1,000	1,000	0	0.0
(2)子ども・子育て支援 事業費補助金	7,472	0	+7,472	皆増
4 県支出金	8,305,250	8,450,417	▲ 145,167	▲ 1.7
(1)普通交付金	8,094,252	8,239,913	▲ 145,661	▲ 1.8
(2)特別交付金	210,998	210,504	+494	+0.2
5 財産収入	16,424	9,265	+7,159	+77.3
6 繰入金	1,082,069	1,301,241	▲ 219,172	▲ 16.8
(1)一般会計繰入金	808,804	805,117	+3,687	+0.5
(2)財政調整基金繰入金	273,265	496,124	▲ 222,859	▲ 44.9
7 繰越金	20,000	20,000	0	0.0
8 諸収入	28,687	35,000	▲ 6,313	▲ 18.0
計	11,815,363	11,910,976	▲ 95,613	▲ 0.8

## 【歳出】

(単位：千円)

款名等	令和8年度 予算額 (A)	令和7年度 予算額 (A)	増減額 (A) - (B)	増減率 %
1 総務費	275,439	260,792	+14,647	+5.6
2 保険給付費	8,131,964	8,275,524	▲ 143,560	▲ 1.7
(1)療養給付費	6,939,747	7,078,591	▲ 138,844	▲ 2.0
(2)療養費	63,332	68,600	▲ 5,268	▲ 7.7
(3)高額療養費・介護合算	1,067,649	1,067,002	+647	+0.1
(4)移送費	100	100	0	0.0
(5)審査支払手数料	23,424	25,620	▲ 2,196	▲ 8.6
(6)出産育児一時金	28,012	26,011	+2,001	+7.7
(7)葬祭費	9,700	9,600	+100	+1.0
3 国民健康保険事業費 納付金	3,167,901	3,153,281	+14,620	+0.5
4 保健事業費	157,532	141,006	+16,526	+11.7
5 基金積立金	16,424	9,265	+7,159	+77.3
6 諸支出金	36,103	41,108	▲ 5,005	▲ 12.2
7 予備費	30,000	30,000	0	0.0
計	11,815,363	11,910,976	▲ 95,613	▲ 0.8

■那須塩原市国民健康保険の状況について

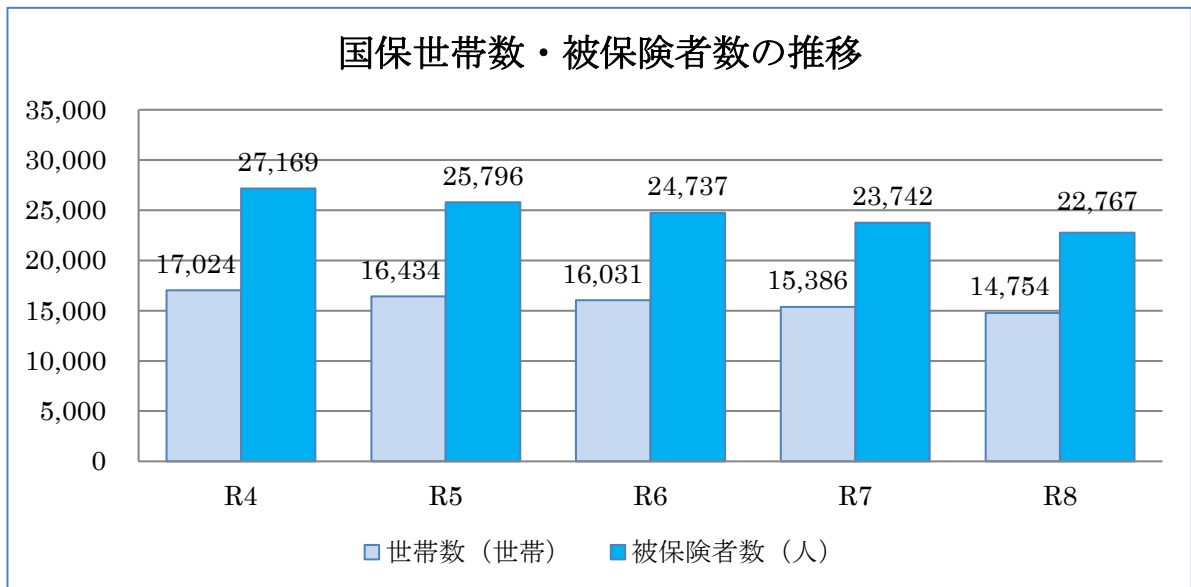
1 被保険者数等の推移

- ・国民健康保険の被保険者数は、75歳到達による後期高齢者医療制度への加入や、社会保険加入対象の適用拡大などにより、年々減少傾向にあります。

◇被保険者数等の5年間推移 (年度平均) (単位：人、世帯)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)
世帯数	17,024	16,434	16,031	15,386	14,754
被保険者数	27,169	25,796	24,737	23,742	22,767
増減数 (人)	▲1,002	▲1,373	▲1,059	▲1,115	▲975

※推計値は令和7年12月末時点のもの



◇令和7年4月1日現在の年齢別人口

年齢	75歳	74歳	73歳	72歳	71歳	70歳
人口 (人)	1,836	1,781	1,723	1,763	1,643	1,589
被保険者数 (人)	—	1,426	1,332	1,330	1,234	1,157
移行年度	—	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年

➤令和7年度は、1,426人の高齢者が、後期高齢者医療制度へ加入する見込み

## 2 国民健康保険税に係る調定（課税）額及び収納額の推移

### (1) 区分別 調定（課税）額及び収納額の推移

(単位：円)

区分		令和4年度 R5.5月末時点	令和5年度 R6.5月末時点	令和6年度 R7.5月末時点	令和6年度		令和7年度 R7.12月末時点
						R6.12月末時点	
一般	現年度分	調定額	2,598,145,280	2,354,867,100	2,328,875,200	2,335,018,600	2,403,016,200
		収納額	2,459,388,513	2,242,337,106	2,216,922,427	1,609,899,768	1,684,515,005
		収納率	94.66%	95.22%	95.19%	68.95%	70.10%
	滞納繰越分	調定額	518,550,816	451,449,940	384,261,933	384,725,133	357,584,878
		収納額	122,403,593	100,507,910	94,970,523	77,170,847	80,448,377
		収納率	23.60%	22.26%	24.72%	20.06%	22.50%
	計	調定額	3,116,696,096	2,806,317,040	2,713,137,133	2,719,743,733	2,760,601,078
		収納額	2,581,792,106	2,342,845,016	2,311,892,950	1,687,070,615	1,764,963,382
		収納率	82.84%	83.48%	85.21%	62.03%	63.93%
退職	現年度分	調定額	6,220	0	0	0	0
		収納額	6,220	0	0	0	0
		収納率	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	滞納繰越分	調定額	2,137,339	1,503,070	349,401	349,401	0
		収納額	142,906	9,295	6,618	6,618	0
		収納率	6.69%	0.62%	1.89%	1.89%	0.00%
	計	調定額	2,143,559	1,503,070	349,401	349,401	0
		収納額	149,126	9,295	6,618	6,618	0
		収納率	6.96%	0.62%	1.89%	1.89%	0.00%
合計	調定額	3,118,839,655	2,807,820,110	2,713,486,534	2,720,093,134	2,760,601,078	
	収納額	2,581,941,232	2,342,854,311	2,311,899,568	1,687,077,233	1,764,963,382	
	収納率	82.79%	83.44%	85.20%	62.02%	63.93%	

### (2) 目標収納率

区分	令和7年度
現年度分	95.70%
滞納繰越分	24.80%
現滞計	85.30%

### (3) 収納率向上の取組

- ① 法令に基づく督促・財産調査・差押等の滞納処分の徹底
- ② 現年課税分滞納整理の早期着手
- ③ 効果的な納税催告の実施
- ④ 口座振替の推奨（国民健康保険新規加入者への口座振替 PR 及びノベルティの配布、口座振替勧奨ポスター及びミニのぼり旗の設置等）
- ⑤ 週休日、夜間相談窓口の開設

## &lt;報告 (4) &gt;

## ■令和 8 年度 保健事業・医療費適正化に係る主な取組について

## 1 特定健康診査・特定保健指導事業

- (1) 目的
  - ・内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施することで、虚血性心疾患や脳血管疾患等の生活習慣病の発症を予防します。
- (2) 対象
  - ・40～74歳の国民健康保険被保険者
- (3) 内容
  - ・特定健診受診者全員に対して情報提供を行うほか、特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクに応じて階層化し、積極的支援、動機付け支援の特定保健指導を実施します。
- (4) 実施方法
  - ・特定健診・・・集団健診と医療機関個別健診
  - ・特定保健指導・・・積極的支援、動機付け支援とも委託

## 2 重症化予防対策事業

- (1) 目的
  - ・保健指導の必要な方に対し、適切な情報提供・受診勧奨や保健指導を行うことにより、生活習慣の改善又は適正医療に結びつけ、生活習慣病の発症及び重症化を予防します。
- (2) 対象
  - ①情報提供
    - (ア) 血糖：空腹時血糖 100 mg/dl 以上 126 mg/dl 未満又は HbA1c 5.6%以上 6.5%未満
    - (イ) 血圧：収縮期血圧 130 mm Hg 以上又は拡張期血圧 85 mm Hg 以上
    - (ウ) 脂質：空腹時中性脂肪 150 mg/dl 以上（やむを得ない場合は随時中性脂肪 175 mg/dl 以上）又は LDL コレステロール 140 mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40 mg/dl 未満
    - (エ) 腎機能：尿蛋白（+）以上又は eGFR 60 未満
  - ②保健指導対象者
    - ・糖尿病：空腹時血糖 126 mg/dl（随時血糖 200 mg/dl 以上）又は HbA1c 6.5%以上
    - ・高血圧における受診勧奨判定値（収縮期血圧 140 mm Hg 以上）又は拡張期血圧 90 mm Hg 以上の者で、服薬しておらず、かつその他事業（Ⅲ度高血圧・特定保健指導・糖尿病重症化予防・糖尿病性腎症重症化予防）に該当しない者
- (3) 実施方法
  - ①情報提供対象者に対し、各種疾病への理解や生活習慣改善に関する資料の配布
  - ②保健指導対象者に対し、次の項目の保健指導を結果相談会や訪問で実施
    - (ア) 生活習慣病の重症化予防に関する個別指導
    - (イ) 各種疾病への理解や生活習慣病の重症化予防に関する資料の配布
    - (ウ) 必要時受診勧奨
  - ③その他健康に必要な指導及び啓発
- (4) 支援者
  - ・保健師、管理栄養士、看護師

### 3 糖尿病性腎症重症化予防保健指導事業

- (1) 目的
  - ・糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い方に対して、市と医療機関が連携して保健指導を実施することにより、糖尿病性腎症の重症化の予防に寄与します。
- (2) 対象
  - ・市の特定健康診査を受診した者のうち空腹時血糖 126 mg/dl 以上（随時血糖 200 mg/dl）以上又は HbA1c6.5%以上、かつ、尿蛋白（±）以上又は eGFR60ml/分/1.73 m<sup>2</sup>未満
  - ・直近 1 年間に糖尿病受療歴がある方
- (3) 実施方法
  - ・那須塩原市糖尿病性腎症重症化予防保健指導事業実施要綱に基づき事業者に委託して実施
  - ・対象者に個別通知し、希望した者に対し保健指導（1 人当たり 6 か月間）を実施
- (4) 従事者
  - ・保健師、管理栄養士、看護師

### 4 人間ドック・脳ドック助成事業

- (1) 目的
  - ・人間ドック等を実施することで、疾病の予防、早期発見・早期治療を図ります。
- (2) 対象
  - ・30 歳～74 歳の被保険者で、国民健康保険税の未納がない方
- (3) 助成額
  - ・1 泊ドック : 33,000 円
  - ・日帰りドック : 20,000 円
  - ・脳ドック : 20,000 円

### 5 健康度アップ事業

- (1) 目的
  - ・運動指導の専門家により個人に合った運動指導を実施することで、運動習慣の定着を支援し、内臓脂肪症候群の予防・改善を図ります。
- (2) 対象
  - ・40～74 歳の被保険者で、国民健康保険税の未納がない方
- (3) 実施方法
  - ・3 か月 1 コースで、市内の健康増進施設等（8 施設）に委託して実施

### 6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- (1) ハイリスクアプローチ
  - ・健康状態不明者支援事業  
75 歳以上の高齢者で、直近 3 か年の間、健診未受診かつ医療機関未受診の方を対象に健康状態を把握し、医療や介護、健診、相談等の支援を行います。
  - ・重症化予防（受診勧奨事業）  
血糖のコントロール不良かつ薬剤処方のない方を対象に受診勧奨を行います。  
当該年度に集団検診を受診した方で、血圧 180/110 を上回る方に電話で受診勧奨します。
  - ・重症化予防（受診中断者）  
糖尿病、高血圧症で薬剤を中止している方を対象に健康相談を実施し、健診や受診勧奨等の支援を行います。
- (2) ポピュレーションアプローチ

- ・通いの場での医療や介護、健診、相談等の支援を実施します。

## 7 医療費通知事業

- (1) 目的
  - ・被保険者に健康と医療費に対する意識を深めてもらい、医療費の適正化を図ります。
- (2) 対象
  - ・全被保険者
- (3) 実施方法
  - ・年2回、世帯主あてに通知
- (4) 通知内容
  - ・医療機関名、受診者名、受診年月、診療日数、入院・外来・歯科・調剤・柔道整復・療養費別医療費の額、窓口負担相当額

## 8 後発医薬品普及事業

- (1) 目的
  - ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進により、被保険者の医療費負担の軽減を図ると共に、医療費の削減により国保財政運営の安定化を図ります。
- (2) 対象
  - ・20歳以上の被保険者で、投与期間7日以上、1薬剤あたり100円以上の差額、又は、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額（医薬代のみ）が、月500円以上軽減される見込みがある方
- (3) 実施方法
  - ・年に1回、対象者あてに通知
- (4) 通知内容
  - ・医薬品名、自己負担相当額、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額

## 9 重複受診対策事業

- (1) 目的
  - ・対象者に対し、適正な受診を促し、被保険者の医療費負担及び身体への負担の軽減を図ると共に、医療費の削減により国保財政運営の安定化を図ります。
- (2) 対象
  - ・全被保険者で、3か月連続して1か月に同一疾病での受診医療機関が3か所以上の方で、保健指導を要すると認められる方、又は、3か月連続して1か月に同一薬剤または同様の効能・効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている方
- (3) 実施方法
  - ・重複受診者に対し、通知、電話、訪問等により適正な受診を促進
- (4) 通知内容
  - ・投薬状況（処方月、処方医療機関、処方薬剤名、数量、適応）

## 10 多剤服用者対策事業

- (1) 目的
  - ・対象者に対し、適正な服用を促し、被保険者の医療費負担及び身体への負担の軽減を図ると共に、医療費の削減により国保財政運営の安定化を図ります。
- (2) 対象

- ・ 50 歳以上 75 歳未満の者の内、15 種類以上の薬を 90 日以上服用されている方
- (3) 実施方法
- ・ 多剤服用者に対して、通知、電話、訪問等により適正な受診を促進
- (4) 通知内容
- ・ お薬手帳についてのアンケート（所持しているか、冊数、利用しているか等）

## ■子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額及び周知について

### 1 賦課限度額について

- ・令和8年度から導入されます「子ども・子育て支援納付金」にかかる国民健康保険法施行令が公布され、賦課限度額は3万円とされました。地方税法施行令につきましても同額で3月末に公布される見込みです。

算定方式	税率・額	概要
① 所得割額	0.20%	世帯内の国民健康保険加入者の前年中の所得から基礎控除額43万円を引いた金額に税率をかけて計算します。
②-1 均等割額	1,100円	世帯内の国民健康保険加入者の人数に応じて計算します。18歳未満被保険者については、全額軽減されます。
②-2 18歳以上均等割額	100円	世帯内の18歳未満被保険者を除いた国民健康保険加入者の人数に応じて計算します。
③ 平等割額	700円	世帯内の国民健康保険加入者の人数にかかわらず、一世帯あたりの定額で計算します。
④ 賦課限度額	<b>3万円</b>	①から③により算定した合計の賦課できる上限。

### 2 改正における市民への周知について

- 子ども・子育て支援金制度の設立、支援金制度設立に伴う賦課徴収について
  - ・市ホームページへの掲載（令和7年12月23日）
  - ・みるメールの配信（令和7年12月23日）
  - ・市広報への掲載（令和8年3月（2月20日発行）号）
  - ・リーフレットの配布（令和8年7月発送の国民健康保険税納入通知書に同封）
- 税率・額の周知
  - ・市ホームページへの掲載（令和8年4月掲載予定）
  - ・みるメールの配信（令和8年4月配信予定）
  - ・市広報への掲載（令和8年5月（4月20日発行）号に掲載予定）

## ■令和8年度国民健康保険特別会計当初予算（案）説明

## 【歳入】

## (1) 国民健康保険税

- ・国民健康保険税は、23億5,445万9,000円で、令和7年度と比較して2億6,041万2,000円の増(+12.4%)となっています。子ども・子育て支援納付金分の賦課徴収開始に伴う増の他、被保険者の所得の増による保険税収入の増を見込んでいます。

## (2) 一部負担金

- ・主に災害や失業等により著しく収入が減少した場合に、医療機関で支払う一部負担金の支払を猶予するもので、後日、被保険者が納付する制度です。一般被保険者等の現年・過年度分として納付される場合に備え、令和7年度と同様、科目として設定しています。（※令和7年度：一部負担金の発生はなし）

## (3) 国庫支出金

## ①災害臨時特例補助金

- ・東日本大震災等の災害による保険税減免の特例措置として国から補助金が交付されます。

## ②子ども・子育て支援事業費補助金

- ・子ども・子育て支援納付金分の賦課徴収に伴うシステム改修費用及び周知広報事業費について国から補助金が交付されます。

## (4) 県支出金

## ①普通交付金

- ・病院・診療所で受けた医療費や整骨院・鍼灸院など病院等以外の施設で受けた医療行為に要する費用に対し県から交付されるものです。被保険者数の減少を見込み、令和7年度と比較して1億4,566万1,000円の減(▲1.8%)を見込んでいます。

## ②特別交付金

- ・市町の財政状況やその他の個別の事情に応じ、財政調整を行うものとして交付されます。令和7年度と比較して49万4,000円の増(+0.2%)を見込んでいます。

## 【参考】特別交付金の種類

- ア. 保険者努力支援金：評価指標の達成割合により交付されるもの
- イ. 特定健康診査等負担金：特定健康診査等の実績により交付されるもの
- ウ. 特別調整交付金：災害など、特別の財政事情を考慮し交付されるもの

## (5) 財産収入

- ・国民健康保険財政調整基金等の運用によって生じる利息です。令和7年度と比較して715万9,000円の増(+77.3%)を見込んでいます。

## (6) 繰入金

### ①一般会計繰入金

- ・国の基準に基づくもの（法定繰入）と市の独自基準に基づくもの（法定外繰入）があり、様々な経費に対して一般会計から繰入を行います。本市は法定繰入のみです。令和7年度と比較して368万7,000円の増（+0.5%）を見込んでいます。

#### 【参考】一般会計繰入金の種類

##### ア. 保険基盤安定繰入金

○税負担能力の低い低所得者について、公費により税軽減分等の財政支援を行うもの

##### 《財源》

- ・保険税軽減分：県 3/4、市 1/4
- ・保険者支援分：国 1/2、県 1/4、市 1/4

##### イ. 未就学児均等割保険税繰入金

○未就学児がいる世帯に対し、公費により均等割保険税（医療分 21,000 円、後期分 5,900 円、子ども分 1,100 円）の軽減措置として財政支援を行うもの

《財源》国 1/2、県 1/4、市 1/4

##### ウ. 財政安定化支援事業繰入金

○被保険者の年齢構成が高齢者に偏っているため、その平準化を図るため公費により財政支援を行うもの

##### エ. 職員給与費等繰入金

○職員給与費及び事務費を市から繰り入れるもの

##### オ. 出産育児一時金繰入金

○出産育児一時金として、市からその経費の 2/3 を繰り入れるもの。

※令和8年度から廃止予定

##### カ. 産前産後保険料免除繰入金

○子育て世代の負担軽減を図る政策の一環として、出産時における保険税の軽減措置として財政支援を行うもの

《財源》国 1/2、県 1/4、市 1/4

## ②基金繰入金

- ・ 国民健康保険財政調整基金を取り崩し、国民健康保険事業の財源不足分を賄うものです。令和7年度と比較して2億2,285万9,000円の減（▲44.9%）を見込んでいます。
- ・ 国民健康保険税の増により、取り崩し額が減少しています。

## (7) 繰越金

- ・ 令和7年度の決算時に生じる余剰金として、令和7年度と同額を計上しています。

## (8) 諸収入

- ・ 国民健康保険税の支払が滞ったために生じる延滞金や、第三者行為納付金及び医療費不正請求に係る返納金等です。

### 【参考】

#### ○第三者行為納付金

- ・ 交通事故等により、一旦、国保診療を受けた費用を加害者（第三者）から損害賠償金として受け入れるもの

#### ○医療費不当請求に係る返納金

- ・ 国保資格喪失後（社保加入、転出等）に国保を誤使用した場合、国保診療に係る返納金を受け入れるもの

### 【歳出】

## (1) 総務費

- ・ 国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、管理運営経費、徴税経費、収納率向上、医療費適正化経費、国民健康保険運営協議会費などがあります。（職員給与・手当、消耗品、印刷製本費、郵送料、機器リース料、委託料等）
- ・ 令和7年度と比較して1,464万7,000円の増（+5.6%）を見込んでいます。

## (2) 保険給付費

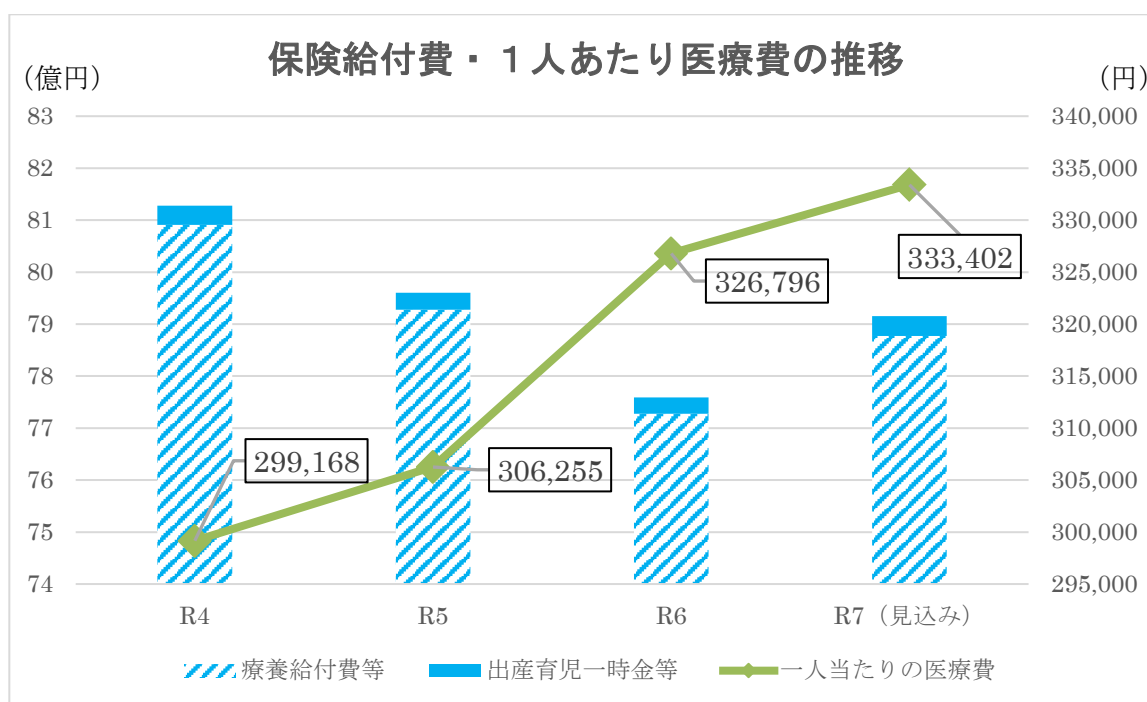
- ・ 保険給付費全体では、令和7年度と比較して1億4,356万円の減（▲1.7%）を見込んでいます。
- ・ 療養給付費（病院・診療所で受けた医療費）や療養費（整骨院・針灸院など病院等以外の施設で受けた医療行為）、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費については、被保険者数の減少や、過年度実績額の推移を踏まえて見込んでいます。
- ・ 移送費については、令和7年度と同額を計上しています。

## 【参考】保険給付費の推移

(単位：千円)

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (推計値)	令和8年度 (当初予算)
療養給付費等	療養給付費	7,014,622	6,839,783	6,658,945	6,787,774	6,939,747
	療養費	69,649	64,349	59,114	56,512	63,332
	高額・介護合算	1,006,333	1,023,621	1,009,419	1,033,174	1,067,649
	移送費	0	0	0	0	100
	小計	8,090,604	7,927,753	7,727,478	7,877,460	8,070,828
出産一時金等・ 葬祭費・傷病手当金		37,486	32,738	31,311	38,180	37,712
合計		8,128,090	7,960,491	7,758,789	7,915,640	8,108,540

※令和4から6年度は決算額(千円未満四捨五入)、令和7年度は決算見込額、令和8年度は当初予算(案)額



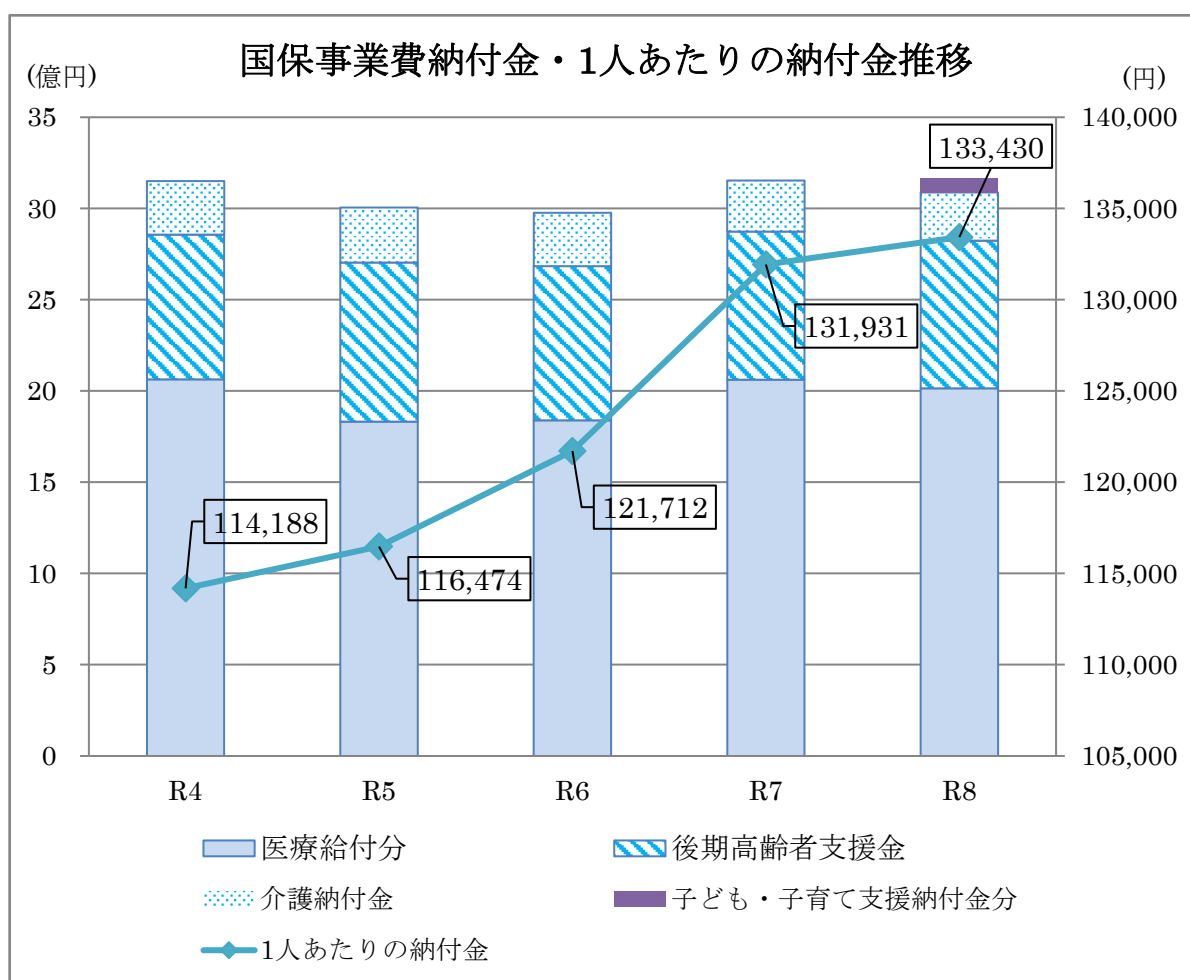
※一人あたり医療費 = 上記表の保険給付費等合計 ÷ 被保険者数年度平均

### (3) 国民健康保険事業費納付金

- ・医療費水準や所得水準等に基づき積算された国民健康保険事業費納付金(医療費分・後期高齢者支援金分・介護納付分・子ども・子育て支援納付金分)を栃木県に納付するものです。
- ・令和7年度と比較して1,462万円の増(+0.5%)を見込んでいます。

(単位：千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療給付分	2,063,728	1,832,931	1,839,935	2,061,201	2,014,937
後期高齢者支援金	793,264	871,010	843,972	812,210	809,054
介護納付金	293,225	301,450	292,686	279,869	263,790
子ども・子育て支援納付金分	-	-	-	-	80,120
合計	3,150,217	3,005,391	2,976,593	3,153,281	3,167,901



#### (4) 保健事業費

- ・国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷について医療給付を行うことを主な目的としていますが、傷病の予防や、疾病を早期に発見して重症化を防ぎ、自ら健康になろうとする努力を支援し、地域全体の衛生・保健向上を図るため、健康教育、健康相談及び健康診査、疾病予防等の活動を実施しています。
- ・令和7年度と比較して1,652万6,000円の増(+11.7%)を見込んでいます。

#### (5) 基金積立金

- ・国民健康保険財政調整基金の利息や、国民健康保険税の余剰分がある場合に基金として積み立てるものです。

- ・令和7年度と比較して715万9,000円の増（+77.3%）を見込んでいます。

#### **(6) 諸支出金**

- ・国民健康保険税の還付金や国・県支出金への返還金、一般会計への繰出金などに支出するものです。
- ・令和7年度と比較して▲500万5,000円の減（▲12.2%）を見込んでいます。

#### **(7) 予備費**

- ・予算において予定していた経費の不足、または未計上の経費の必要に備えるものです。
- ・これまでの実績等を踏まえ、令和7年度と同額を見込んでいます。